



い。

第7条・第8条 (略)

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第9条 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として規則で定める基準に適合するものを有すること。

(2) 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。

(3) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。

(4) 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。

(5) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延床面積は、総客室の延床面積の2分の1未満とすること。

2 (略)

第10条・第11条 (略)

(構造設備基準の適用除外)

第12条 区長は、省令第5条第1項の施設について、その構造設備が第7条及び第9条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に定める基準を適用しないことができる。

(1) (略)

(2) 簡易宿所営業 第9条第1項第2号及び第5号並びに同条第2項において準用する第7条第3号、第4号、第6号、第7号ア、第9号及び第10号の基準

2 (略)

第13条 (略)

附 則 (略)

第7条・第8条 (略)

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第9条 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。

(2) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。

(3) 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。

(4) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延床面積は、総客室の延床面積の2分の1未満とすること。

2 (略)

第10条・第11条 (略)

(構造設備基準の適用除外)

第12条 区長は、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項の施設について、その構造設備が第7条及び第9条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に定める基準を適用しないことができる。

(1) (略)

(2) 簡易宿所営業 第9条第1項第1号及び第4号並びに同条第2項において準用する第7条第3号、第4号、第6号、第7号ア、第9号及び第10号の基準

2 (略)

第13条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第1条の2、第1条の3及び第9条第1項第1号の規定は、施行日以後に行う旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請について適用し、施行日前に行う同項の許可の申請については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旅館業法第3条第1項の規定により許可を受けて簡易宿所営業を営んでいる者がその営業の用に供している施設については、令和3年6月30日までは、引き続き改正前の第9条に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準に適合する限り、改正後の第9条に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準に適合するものとみなす。

(準備行為)

4 施行日以後に旅館業法第3条第1項の許可の申請をしようとする者は、施行日前においても、改正後の第1条の2の規定の例により同条に規定する周辺住民に対する周知を行うことができる。